

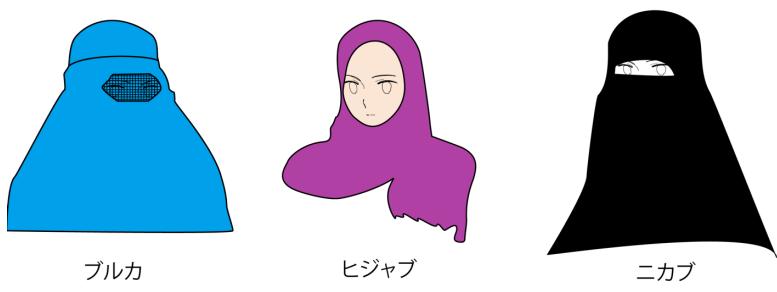
ムスリムのヴェールをめぐって何が起こっているのか
-カナダとオーストラリアを中心にはじめに-

飯笛佐代子

はじめに

西洋の多文化社会においてイスラーム文化との共存の困難を象徴するものに、ムスリム女性のヴェール着用をめぐる問題化を挙げることができる。近年、特にフランスをはじめとする欧州諸国では、ヴェール問題がしばしば政治的争点とさえなってきた。

ムスリムのヴェールには、頭髪だけを被うヒジャブや、目元を除いて全身を被うニカブ、加えて目まで被うブルカ（目元の部分は網状の布となっている）などがある（図1）。フランスではヴェールを「これみよがしの」宗教的シンボルと見なし、「ライシテ（laïcité）」と呼ばれる政教分離の理念に抵触するとして厳格な規制をしていることで知られる。2004年には公立学校でのヒジャブの着用が、2011年には公共の場でのニカブやブルカの着用が禁止された。他方、フランスのように顔を出しているヒジャブは対象とならないが、顔を覆うニカブやブルカを禁止する動きはベルギーはじめ他の欧州諸国でも続いている。つい先日（3月7日）にはスイスで、公共の場所で顔を完全に覆い隠す服装の禁止の是非を問う国民投票が僅差で可決され、日本でも注目をもって報じられた。禁止の賛成を訴えるポスターにはニカブ姿の女性と「過激なイスラームをストップ」の文字が描かれており、明らかにムスリムのヴェールをターゲットにしたものである。



© lizasa

図1 代表的なヴェール（この他にも様々な種類がある）

では、カナダやオーストラリアにおいて同様の動きはあるのだろうか。ベルン大学（スイス）の比較政治社会学者 C. ヨプケは、フランス、ドイツ、イギリスのヴェール問題を論じた2009年刊行の著作において（Joppke 2009; 邦訳はヨプケ 2015）、ヴェール論争はカナダとオーストラリアでは生じておらず、欧州諸国に特徴的であると指摘している（ヨプケ 2015:5）。ただし、イギリスはリベラルな多文化主義の国であるゆえに、国家としてヴェール問題に介入してこなかったと述べている（ヨプケ 2015:40-41）。さらに、カナダとオーストラリアの多文化主義はイギリスよりも法制度的に確固たるものであるとも述べ（ヨプケ 2015:140）、ヴェール問題の不在と多文化主義との関係性を示唆している。確かに、両国の多文化主義の理念においては公的な場での信教の表明は個人の権利として尊重され、宗教

的中立性に対してもフランス的な考え方とは一線を画してきた。ところが、この著作刊行後の 2010 年代に入ってから、状況は変化している。1970 年代に共に多文化主義を国是として導入した両国において、ヴェールはどのように問題化され、いかなる対応が図られているのだろうか。以下では、他国の状況も参照しつつ、両国におけるヴェール問題の最前線に光を当て、そこで何が起こっているのかを明らかにしたい。

1 西洋社会とムスリムのヴェール

本論に入る前に、西洋社会におけるヴェール論争の問題点について概観しておきたい。

まず、なぜ、ムスリムのヴェールは問題視されるのだろうか。一般に西洋社会では、ヴェールは女性の抑圧の象徴と見なされ、西洋的な価値として重視する男女平等やデモクラシーの理念に挑戦するものと映る。また、ムスリムとテロのイメージが結びつくことによって、ヴェールは嫌悪と脅威を喚起するシンボルとなっている。とりわけニカブやブルカのように身体全体をすっぽり覆うヴェールは、本人確認ができないことに加えて、危険物を隠し持っている可能性があるとして治安の点からも懸念される。フランスでは政教分離の観点から宗教的シンボルの公的な場での着用が禁じられているが、その主なターゲットはムスリムヴェールであり、それは単に宗教的シンボルの一つというだけではなく、明らかに女性の抑圧などの上述した理由と深く関わっている。

だが、ヴェールは本当に女性抑圧の象徴なのだろうか。ヴェールを被る理由は人それぞれであり、強制された人も確かにいるが、むしろ自発的に着用する人の方が多い。頭髪を性的な部分と見なし、それを隠すことによってこそ職場で男性と対等に仕事ができると考える人もいる。親世代が娘に学校や社会で差別を受けないようにヴェール着用をやめさせようとしても、娘の方が敢えてヴェールを被る選択をする場合も少なくない。当事者にとって、ヴェールは信仰心だけでなく、自己のアイデンティティを表現するものとなっていると言える。しかし、西洋でのヴェール論争には、こうした当事者側の様々な思いへの理解がしばしば欠落している。

ムスリムのヴェール着用に関する規範は『クルアーン』の第 24 章 31-32 にあるとされる。その内容は、女性は陰部あるいは身体の美となるところを覆い隠せということであり、実は、どこまで、どのように隠すのかについての具体的な指示はない。「頭髪」についても隠せという命令の対象とはなっていない（内藤 2015(2007): 12-13）。ムスリムが国民の多数派を占めていても、ヴェールの着用を禁じている国が少なからずあり、また同じムスリムでも個人によってヴェールの捉え方が異なっているのは、それゆえである。つまり、ヴェールは必ずしも女性の抑圧を象徴するものでも、イスラームそのものを象徴するものでもないということだ。ヴェールがイスラームの誕生よりはるかに古くからあり、紀元前のアッシリアですでに法的義務とされていたという説もある（Ceylan Tok 2011）。にもかかわらず、西洋社会で、ヴェールは西洋的な価値や治安を脅かすイスラームの表象としてストレオタイプ化され、搖るぎないものとなっている。

さらに、ヴェールは人口に比して過剰に注目されているという問題もある。国別のムスリム人口の割合を見ると、欧州でもっとも多いのはフランスの 8.8% で、その他の欧州諸国は 5% 前後が多く（ピュー・リサーチ・センター 2017 年）、カナダは 3.2%、ケベック州では

3.1% (2011 National Household Survey)、オーストラリアは 2.6% (2016 年 Census) である¹。そのうちヴェールを被っている人は一部であり、ニカブはわずか、ブルカに限って言えばごくわずかか、ほぼ皆無と言ってもよい。そのことは、2017 年に公共の場でのフルフェイスの被り物全てを禁止の対象とした欧州のオーストリアの例を見ればよくわかる。同国では、禁止の対象をニカブやブルカだけにすると宗教的な差別にあたるとして全ての被り物としたが、結果的に、警察がもっぱら取り締まることになったのは動物の着ぐるみやヘルメット、防寒用のフェイスマスクだったという (内藤 2020: 48)。同様の規制は先述のスイスの国民投票でも可決されたが、同国でニカブを着ている人の多くは中東諸国からの裕福な観光客であり、この規制によって観光業への影響を懸念する声もある²。ブルカについては、アフガニスタンのパシュトゥーン人の伝統的衣装で、現地のタリバーンが着用を強制しているものである。アメリカが 9.11 同時多発テロ事件の報復としてアルカイダを匿ったタリバーンのいるアフガニスタンに侵攻した際に、ブルカからの女性の解放を大義として掲げたことにより注目されるようになった。しかし、欧州で着用している住民はほとんどいないのが現状だ。

このように、ごく一握り、もしくはいないかもしれない人びとを標的にした公共の場での規制は、空騒ぎにも見えてしまう。では、その意図は何なのか。イスラーム研究者の内藤正典は、治安の観点からも、また相手の表情を読み取りながらコミュニケーションを図ることが普通である欧州社会でニカブやブルカを禁止することはやむを得ないと理解を示しつつ、ヴェールはムスリムを排除しようとする道具だけとして利用されてきたと主張する (内藤 2020: 52-54)。懸念すべきは、そのことによってムスリムと非ムスリムの共生が阻まれるだけに留まらないということだ。ヴェールをめぐる解釈はムスリムの間で多様であるため、着用の是非をめぐってムスリム同士の対立も生じかねない。ヴェール規制は、多文化社会のさらなる分断をもたらし得るのである。

では、多文化主義を標榜してきたカナダとオーストラリアでは、ヴェールに対していかに対応しているのだろうか。

2 カナダにおけるヴェール論争

カナダにおけるヴェール論争は、フランス語系住民が多く、カナダで唯一、州の公用語をフランス語とするケベック州と、その他の州及び連邦政府とで違いがある。カナダ政治は様々な場面においてケベック州と連邦政府との確執を孕みながら展開してきた。例えばケベック州は、カナダ連邦政府が推進する多文化主義を自州の独自性への配慮が不十分であると批判し、その対抗概念としてインターナルチュラリズム (仏語で *interculturalisme*) を

¹ 当然ながら都市部での比率はより高く、例えばオーストラリアのシドニー都市圏では 5.3% と国全体の 2 倍以上を占めている (2016 Census)。

² 3月 8 日放送の HNK 国際ニュースより。なお、以下の記事によると、スイス人のニカブ着用者は 30 人ほどでブルカは皆無という。'Switzerland votes in favour of 'burqa ban'', *Independent*, March 7, 2021, <https://www.independent.co.uk/news/world/europe/switzerland-burqa-niqab-ban-referendum-b1813685.html>、2021 年 3 月 8 日アクセス。

主張してきた³。ヴェールへの対応をめぐっては、禁止に突き進むケベックと、そのことに異を唱える連邦政府及びケベック以外の州という構図となっている。ただし、連邦レベルでヴェール論争がなかったわけではない。スティーブン・ハーパー前政権時代に、カナダ国籍取得の宣誓式におけるニカブ着用の是非が裁判闘争となって大きな論争を呼び、2015年のかなだ連邦総選挙における争点の1つともなった。

1) 国籍取得の宣誓時のニカブ着用をめぐる裁判

この裁判の概略は以下の通りである⁴。原告はオンタリオ州に住むパキスタン出身の敬虔なスンニ派のムスリム女性ズネラ・イスハーク (Zunera Ishaq) で、信仰心から日常的にニカブを着用している。2008年に永住者となり、2013年にカナダ国籍の取得要件が満たされていることが承認された。その後、連邦政府の定める式典で「宣誓」を行うことで最終的に国籍の取得が認められることになるが、式典でのガイドラインが「宣誓」に際して顔を覆うもの、すなわちニカブを外すことを要求していたため、イスハークは信教の自由の侵害として裁判所に救済を求めた。もっとも、イスハークは「宣誓」に先立つ本人確認の際にはニカブを取る意思を持っており、式典で外すことを拒否したのはそれが男性にも顔を晒す公共の場であるためとしている。結果的に、連邦地方裁判所は式典のガイドラインを違法とした（イスハーク判決）、連邦控訴審裁判所もこの判断を是認して控訴を棄却した。その後、イスハークはニカブを着用したまま「宣誓」を行い、2015年10月10日、連邦選挙（同19日）の直前にカナダ国籍を取得した。

当時のハーパー首相は宣誓式でのニカブ着用を「カナダ的価値」に反する行為として禁止を強く要求し、それに対して当時、野党党首であったジャスティン・トルドーは、本人確認が可能であれば、マイノリティの権利や多様性の保護の観点から擁護されるべきと反論した。ハーパーの主張は保守層を中心に一定の支持を得ていたが、選挙でトルドーが勝利して以降、連邦レベルでこの問題は再燃しておらず、新たなヴェール問題も起こっていない。他方で、トルドー首相の選挙区があるケベック州では、皮肉にもヴェール禁止に向けた動きが活発化していった。

2) ケベック州—北米初のヴェール規制

ケベック州は、カナダの中でヴェール論争がもっとも先鋭化してきた地である。最初の論争は1994年に、モントリオールの公立中学校でスカーフを被ったムスリムの女子生徒が登校を拒否されたことに端を発した。ケベック人権委員会などがスカーフ禁止は宗教に基づく差別であり、女子生徒たちが放校処分になれば公教育を受ける権利が否定されるとして着用を擁護し、論争は間もなく収束した (Conseil du statut de la femme 1995; 飯笛 1996)。

2006年にはマイノリティの様々な宗教的実践をどこまで受け入れるのかをめぐってケベック社会を揺るがすような騒動が起こり、翌年、当時のジャン・シャレ州政権の依頼を受け、社会学者ジェラール・ブショア (Gérard Bouchard) と政治哲学チャールズ・ティラー (Charles

³ インターカルチュラリズムも文化や宗教の多様性を尊重している点では多文化主義の理念を共有している。詳しくは、Bouchard 2013 を参照。

⁴ 日本語文献として詳しくは山本 2017 を参照。本稿の以下の記述も同論文に依拠している。

Taylor) という 2 人の世界的碩学の主導で調査が開始された⁵。それを踏まえて 2008 年に公表された、いわゆる『ブシャール＝ティラー報告』(Gérard et Taylor 2008)では、ケベックの「開かれた政教分離 (laïcité ouverte)」のあり方として、以下のような提言が示された。

- ・宗教的シンボルの着用は裁判官、検察官、刑務官、警察官など、高度に中立性を体現すべき職務を除いた公務員には許容される。
- ・教員については、ブルカやニカブの着用は生徒に顔を見せないので円滑なコミュニケーションを阻むことになるが、頭髪だけ覆うスカーフならば問題ない。
- ・公立校に通う生徒や公共サービスの利用者が宗教シンボルを着用することは何ら問題ない。

ところがその後、ケベック州政府は、これらの提言を部分的に取り入れつつも、紆余曲折を経ながら「開かれた政教分離」とは異なる方向のヴェール規制へと舵を切っていく。

2013 年、当時のケベック党政権は、公務員が勤務中に「これ見よがしな宗教シンボル (signes religieux ostentatoires)」を身につけることを禁止する、いわゆる「ケベック価値憲章 (Charte des valeurs québécoises)」法案を発表した⁶。禁止対象にはキリストの大きな十字架も含まれたが、主なターゲットはムスリムのヴェールであると受け止められ、普段はヒジャブさえも被らない多くのムスリム女性たちもそれを被り、個人の権利を掲げて抗議デモに参加した。他方で、ヴェール禁止に賛同するムスリム女性が少なからずいることも特筆しておきたい。この法案は翌年の州議会選挙でケベック党が大敗を喫したために日の目を見なかったが、2017 年 10 月、ケベック自由党政権下で、公共サービス（交通機関の利用や医療、教育など）の提供者と利用者の双方に対して顔を覆う宗教シンボルの着用を禁止する法案「宗教的中立法 (Loi sur la neutralité religieuse)」が可決された。禁止対象として想定されているのはニカブやブルカであることが明らかであり、事実上、北米初のヴェール禁止法となった。即座にトルドー首相は「カナダ人の権利は尊重されるべき」として同法を批判した⁷。

そして 2 年後の 2019 年 6 月、前年に誕生したケベック未来連合政権は、特定の公務員に対して、ヒジャブまでも含む勤務中の宗教シンボルの着用を禁止する「ライシテ法 (Loi sur la laïcité de l'État)」⁸を成立させた。注目すべきは、禁止の対象となる公務員に警察官、裁判官、刑務官、検察官、政府弁護士とともに、『ブシャール＝ティラー報告』では問題ないとされた公立学校の教師までを加えたことである。既得権益条項により現職は除外されたが、ムスリム女性の教職志望者は多く、とりわけ教育の現場で動搖が広がった。連邦政府の多文化主義担当大臣のスポークスマンは、「政治家が国民に何を着用すべきかそうでないかを命じることはできない」と述べ、この法律が「一部の人びとに信仰か仕事かの選択を迫ることによって、基本的な権利と個人の自由を損ねる」として批判した⁹。ケベック州内の人権団

⁵ その経緯について、詳しくは飯 笹 2009 を参照。

⁶ 「ケベック価値憲章」法案をめぐる論争については、飯 笹 2014 を参照。

⁷ Madison Park, ‘Quebec bars people with face coverings from getting public services’, CNN, October 17, 2017 <https://edition.cnn.com/2017/10/19/americas/quebec-face-covering-bill/index.html>、2021 年 2 月 28 日アクセス。

⁸ 州法であるが、しばしばケベック州では自州を État(国家)と表現する。

⁹ ‘Quebec law banning hijab at work creates ‘politics of fear’, say critics’, The Guardian, June 17,

体や教員組合、ムスリムの団体などは州政府に対して提訴している。

3) なぜ、ケベックではヴェールへの抵抗感が強いのか

ケベック州におけるムスリムのヴェールへの対応は、カナダの他州から差別的であると批判されることが多い。だが、むしろケベック社会の世俗化が進んでいるがゆえに、宗教的な要素に過敏に反応する傾向が強いということもできるかもしれない。かつてケベックのフランス系住民はカトリック教会の強い支配下に置かれていた。1960 年代に入って近代化に向けた変革（「静かな革命」）が起り、それは同時にカトリック支配からの解放を促した。この時代のカトリック修道院が経営する音楽学校を舞台としたケベック映画『天使にショパンの歌声を（La Passion d'Augustine）』（レア・プール監督・2015 年）に、印象深いシーンがある。州政府により教育の世俗化が推し進められるなか、教師の修道女たちが苦悩に満ちた表情で涙ながらに着慣れた修道服と頭巾（修道女のヴェール）を脱ぎ捨てる演技は圧巻である。彼女らのように信仰する宗教のシンボルを否定された経験を持つ人びとも、また、それを推進した側も、ムスリムのヴェールから感じ取る違和感と複雑な思いは想像に難くない。こうしたケベックの経験は、カトリック教会の権力と対峙しつつライシテを達成したフランスのそれとも共有する部分がある。加えて、人口の多数派をフランス系が占めるケベック州の政策が、ヴェール規制に厳格なフランスからの影響を受けやすいことも看過できない。

他方で、ムスリムのヴェールへの理解を促す心温まる短編映画が、ケベック出身の監督により制作されたことを特筆しておきたい。『ぼくとわたしの聖なる秘密（Cheveux sacrés /Sacred Hair）』（監督 Mario Morin・2017 年）だ。モントリオールの公園で、毛糸の帽子を被った病気治療中の少年とモロッコ出身でヒジャブを被ったムスリム女性が出会い、2人の会話を通じてケベック社会に存在するムスリムへの偏見や、ヒジャブを着用している理由などが示される。最後には互いに気持ちを通わせ、少年は帽子を脱いで薬の副作用で脱毛した頭を見せ、女性はヒジャブを外して微笑み合う。この少年のように他者とまっすぐ向き合うことで互いを理解することの大切さを問いかけたモラン監督は、本作公開の 2 年後に成立した「ライシテ法」について、どのように感じているであろうか。なお、この映画は、2018 年に渋谷区が主催する短編映画を対象とした「Shibuya Diversity Award」を受賞している。

3 オーストラリアにおけるヴェール論争

1) ニカブ・ブルカをめぐって

オーストラリア連邦には、カナダの連邦レベルと同様に現時点においてヴェールを禁止する法律は存在しない。しかし、イスラム国（IS）の台頭以降、治安の観点から顔を覆うニカブやブルカの着用をめぐる是非についてはしばしば政治的争点となってきた。超保守系議員を中心に、議員立法としてそれらを禁止する法案が何度も上程されたが、法制化には至っていない。禁止法案の提案者である議員らがメディアにイスラームに対する偏見に満ち

2019、<https://www.theguardian.com/world/2019/jun/17/quebec-law-hijab-ban-religious-symbols-public-employees>、2021 年 2 月 28 日アクセス。

た差別的な発言や行動をするなど、シドニー首都圏西部などのムスリム有権者の多い選挙区選出の与党自由党議員からも批判が続出し¹⁰、連邦議会での採択は難しい状況といえる。保守系与党の首相も、着用をめぐる規制への介入には慎重な姿勢を示している。

2014 年に、国会議事堂の治安対策としてブルカ着用の見学者に制限を加える提案、具体的には学童見学者と同じガラス張りの傍聴席に座らせることが上院と下院の両議長の権限で了承された。当時のトニー・アボット首相は、ブルカを好ましくないとしながらも、「我々は自由な社会であり、服装の是非について政府が関与すべきでない」と異を唱えた。ティム・ウィルソン人権コミッショナーは、ムスリムを二級国民にするとして制限措置を批判し、信仰の表現として着用する権利を擁護した (Kurti 2015: 7-8)。その後、上述の提案は撤回され、結局は顔を覆った見学者に対しては同性の警備員が別室で顔を確認した後、公開スペースのみは顔を覆ったままでも移動できることとなった¹¹。

物議を醸したのは、2017 年 8 月、極右政党ワンネイションの党首、ポーリン・ハンソン議員が黒いブルカ姿で連邦下院の議場に登場し、治安のために公共の場でのブルカ着用禁止を訴えた行為である。ジョージ・ブランディス司法長官は、ムスリムの信仰心を害する行為として厳しく批判し、国内にいる約 50 万人のムスリムの圧倒的多数は、法を守るよきオーストラリア人であると主張して、ハンソンの提案を一蹴した¹²。ハンソン以外の議員によっても公共の場におけるニカブ・ブルカ禁止に関する法案が提起され審議が行われたが、いずれも採択に至っていない¹³。

なお、州レベルでは、例えばニューサウスウェールズ州で 2012 年 4 月に、警察による本人確認の際に顔を見せることが法律で規定され、顔の一部あるいは全体を覆うものは、すべて取ることが求められようになっている。オートバイなどのヘルメット、マスクに加えて、ニカブやブルカも含まれる。ドライバーがそれに従わない場合は最長 1 年の禁固刑及び 5 千ドルの罰金が科される¹⁴。これについてはムスリム・コミュニティーのリーダーたちもその必要性を受け入れ、法律の専門家も合憲だとしている¹⁵。また、法廷で証言する際のニカブ

¹⁰ ‘Burka segregation in Parliament reversed by Speaker Bronwyn Bishop’, *ABC News*, October 20, 2014, <http://www.abc.net.au/news/2014-10-20/burka-segregation-is-not-the-best-says-mp/5825404>、2021 年 2 月 28 日アクセス。

¹¹ 同上。なお、オーストラリアでブルカ着用者がどれくらいいるか不明だが、筆者は短期間の滞在とはいえ現地で見かけたことは一度もない。ここでのブルカはニカブを含んだ意味で使われているのではないかと思われる。

¹² 小暮哲夫「豪右翼政党の党首、ブルカ姿で仰天要求 議場は一時騒然」『朝日新聞デジタル』2017 年 8 月 17 日、<https://www.asahi.com/articles/ASK8K4RC5K8KUHBI016.html>、2021 年 2 月 28 日アクセス。

¹³ Criminal Code Amendment (Prohibition of Full Face Coverings in Public Places) Bill 2017 (Senator Lambie)、Commonwealth Places and Services (Facial Recognition) Bill 2018 など。

¹⁴ ‘Australian Muslim women must show faces for identity checks under new law’, *The Guardian*, March 5, 2012, <https://www.theguardian.com/world/2012/mar/05/australian-muslim-women-identity-checks>、2021 年 2 月 28 日アクセス。

¹⁵ ‘OPINION Lifting the veil on a court's injustice’, UNSW Newsroom, March 28 2012, <https://newsroom.unsw.edu.au/news/law/lifting-veil-courts-injustice>、2021 年 3 月 2 日アクセス。

やブルカ着用については、陪審員が証言者の表情を読み取ることができず公平な裁判に支障を来すとの懸念が示されてきた。裁判闘争の事例では、2010年、西オーストラリア地方裁判所の裁判長は、ブルカ着用は謙虚さを示すもので個人的な好みであり、イスラーム教が着用を強要しているものではないとして、証言台ではブルカを取るよう命じた（ただし、ビデオを介して証言できるようにするなど配慮を行うよう弁護・検察側に命じている）¹⁶。2016年には、ニューサウスウェールズ州地方裁判所の裁判官がニカブを着用したまま証言したいとのムスリム女性の要求を拒否した¹⁷。

2) ムスリム・ファッションの多様性—当事者からの発信

ところで、近年フランスのビーチでの着用禁止令が出されて騒動となった「ブルキニ（Burkini）」と呼ばれるムスリムの女性向け水着は、オーストラリアで生まれたものである。「ブルキニ」とは「ブルカ」と「ビキニ」を合わせた造語で、シドニー郊外でムスリム女性向けのプティックを営むレバノン出身のオーストラリア人女性アヒーダ・ザネッティ（Aheda Zanetti）氏が考案し2004年にネット販売を開始した女性用水着の商標である。ヘッドスカーフが付き、手足の先と顔だけしか露出せず体に密着しないツーピース型の水着だ（図2）。

きっかけは、ザネッティ氏が当時小学生の姪のネットボールの試合を見に行ったことであったという。姪が長ズボンにハイネックのシャツ、頭にスカーフの姿で、暑さに真っ赤な顔でプレーしていたのを見て「信仰とオーストラリアのライフスタイルが両立する服をつくろう」と決心したのだという。宗教を誇示するものではなく、女性を解放するためのものだと主張する¹⁸。こうした水着なしでは、ムスリム女性が海水浴を楽しむことは難しいからだ。

ところがフランスでは、ブルキニは「宗教的帰属をこれ見よがしに示すビーチウェア」として「公共の秩序を乱すおそれ」があると見なされ、2016年夏、カンヌ市はじめ海沿いの避暑地における20以上の市町村で禁止令が発令されたことにより、白熱した論争を喚起した。禁止令の背景の1つには、その直前にニースで起こったイスラーム過激派武装組織の関与が疑われるテロ事件（トラックの突進によって80名以上の犠牲者がでた）の影響があるとされる（後藤2016）。ブルキニにテロのイメージを重ねるかのようなフランスの禁止令について、ブルキニの考案者ザネッティ氏は日本の新聞記者のインタビューで「悲しく困惑している」と語っている¹⁹。

¹⁶ 「裁判の証言台でブルカ着用は禁止」、Jams.tv, 2010年8月20日、
<https://www.jams.tv/news/10540>、2021、2021年3月2日アクセス。

¹⁷ Paul Farrell, 'Woman cannot give evidence in a niqab, Australian court rules', *The Guardian*, December 1, 2016, <https://www.theguardian.com/australia-news/2016/dec/01/woman-cannot-give-evidence-in-a-niqab-australian-court-rules>、2021年3月2日アクセス。法廷での証言者のニカブ着用については、カナダでも同様の判断のようだ。

¹⁸ Aheda Zanetti, 'I created the burkini to give women freedom, not to take it away' *The Guardian*, August 24, 2016 <https://www.theguardian.com/commentisfree/2016/aug/24/i-created-the-burkini-to-give-women-freedom-not-to-take-it-away>、2021年3月5日アクセス。

¹⁹ 「『ブルキニは女性を解放』考案した豪州女性 非イスラーム教徒も支持、70万枚販売」『朝日新聞』（夕刊）2016年9月2日。

オーストラリアでのブルキニの受け止め方は、当初は批判もあったものの、フランスとは全く異なっており、概ね好意的なようだ。前述の記事でオーストラリアのカトリック大学宗教・政治・社会研究所のジョシュア・ルース所長は「1970年代に白豪主義に終止符を打ち、政教分離や世俗的な意識が強い豪州らしい発明品だ。仏のようにならないためには政治に意志と指導力が必要だ」と述べている²⁰。

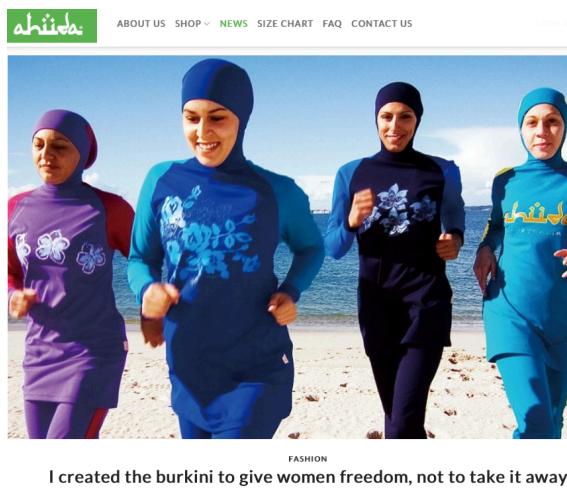


図2 ザネットィ氏が立ち上げたアヒーダ（Ahiida）ブランドの公式サイトに掲載されているブルキニ
出所：<https://www.ahiida.com/news/>

ブルキニ以外でも、オーストラリアではムスリム・ファッショントピックが目を引く。2012年、シドニーのパワーハウス・ミュージアム（Powerhouse Museum）においてヴェールを中心としたムスリム・ファッショントピックに着目した展示「Faith Fashion Fusion – Muslim Women’s Style in Australia」が企画された（図3）。流行を取り入れておしゃれを楽しむことと、信仰の表現を両立させる「慎み深い（modest）ファッショントピック」を求めるムスリム女性が増える中、彼女たちのファッショントピックを手がける起業家やデザイナーたちが登場し、グローバル市場でも存在感を示すようになっている。一口にムスリム・ファッショントピックと言っても、実に多様性に富んでいる。オーストラリアのムスリムの出自は、海外生まれとオーストラリア生まれを含めておよそ70の異なる国・地域に及ぶ。ファッショントピックにはそれぞれの地の伝統的な特徴が反映されており、ヴェールのないものや、肌をある程度露出したものまで多岐にわたっている。展示では、先述のアヒーダ・ブランドを立ち上げブルキニを考案したザネットィ氏はじめシドニーを拠点にムスリム・ファッショントピックを展開する起業家やデザイナーたちの活躍、街のムスリム女性のファッショントピック、さらには各界で活躍するムスリム女性たちの生き方も焦点が当てられた（Jones 2012）。

この展示は、その後メルボルン、ニューサウスウェールズ州の地方、西オーストラリア州

²⁰ 同上。なお、イスラーム研究者の後藤は、「ブルキニ」というブルカに由来する名称の問題性を指摘している（後藤 2016）。

を巡回し、2017年と2018年にはそれぞれマレーシアのクアラルンプールとインドネシアのジャカルタでも行われた²¹。



図3 パワーハウス・ミュージアム（シドニー）での展示と
同時に刊行された書籍（Jones, Glynis ed.(2012)）の表紙

結びに代えて

以上、カナダとオーストラリアの動向についてみてきた。ケベック州を除けば、ニカブやブルカの規制に向けた議論が起こっても、本人確認がしかるべき行われるならば、信仰の表現や服装の自由といった個人の権利を尊重する国の姿勢は揺らいでいない。また、着用者の側も本人確認のためにヴェールを外すことに協力しているようだ。他方、カナダのケベック州では公共サービスの提供と利用の際のニカブとブルカの禁止に加えて、特定の公務員に対してヒジャブまでも禁止するという極めて異例な事態へと発展している。『ブシャール＝ティラー報告』が提言した「開かれたライシテ」ともインターナショナルチャラリズムの理念とも大きく異なる方向転換である。

頭髪だけを覆うヒジャブについては、ケベック以外のカナダでもオーストラリアでも、ケベック州のような政治論争に発展することはほとんどないようだ。とはいえ、ヒジャブを被っていることで中傷されたり、嫌がらせを受けたりする事件が起こっていないわけでは決してない。両国が欧州諸国のようにニカブやブルカの法的規制に踏み込まない主な要因を多文化主義に求めることができるのかについては、さらなる精査が必要であるが、ヒジャブへの偏見や差別の問題は多文化主義政策の限界ないしは課題として認識されるべきだろう。

こうした中で、ヴェールに対する西洋社会のまなざしを問い合わせ直し、イスラムへの理解を促す上で、映画制作やミュージアムの活動は期待を感じさせるものである。他にどのような試みや活動があるのか、それらが実際にいかなる影響を持ち得るのかについての考察は、今後の課題としたい。

²¹ パワーハウス・ミュージアムの公式サイト内にある以下を参照
<https://maas.museum/event/faith-fashion-fusion/>、2020年3月1日アクセス。

最後に、新型コロナウィルスの感染拡大によって、西洋社会におけるニカブへの認識に変化が起こっているという興味深い指摘について触れておきたい。一般に西洋社会ではマスク自体への抵抗感が強く、コロナ禍でも一部でマスク着用を拒否する動きがあることは日本でもしばしば報じられた。しかし、感染防止のためにマスクが義務化される中で、顔を覆うことへの抵抗感が薄まり、ニカブを被った女性が以前ほど特別視されなくなっているという。アメリカとヨーロッパにおけるムスリム女性を対象にインタビュー調査を行ってきた Anna Piela によると、コロナ禍において、より積極的にニカブを着用するムスリムが増えしており、これまで人目を気にして躊躇していた人が被り始めた例もあるようだ (Piela 2021)。

北米で唯一、ニカブの着用規制があるケベック州ではどうであろうか。2020 年 4 月時点でのトロント・スター紙のオピニオン記事によると、モントリオールの病院では、救急室に来る新型コロナの感染が疑われる患者にはマスクが提供されるのに対して、ニカブなどで顔を覆った同様の患者には「ライシテ法」により強制的にニカブを外させることになるという。本人確認の際にマスクは外せと言わないので、ニカブはセキュリティの観点から問題とするならば、ダブルスタンダードであり、それこそ感染のリスクを高めることになると懸念する²²。一方、オタワ大学の法学者で *In Your Face: Law, Justice, and Niqab-Wearing Women in Canada* (Toronto: Irwin Law, 2020) を著した Natasha Bakht は、感染予防のために政府がマスク着用を奨励することによって、ニカブ禁止の根拠は揺らいでいると主張する²³。しかしながら、フランスでは公共の場でマスクをしていないと 135 ユーロの、他方、ニカブを被っていると 180 ユーロの罰金を科すという (Piela 2021)、いかにも矛盾した措置が取られ続けている。ヴェール問題に関してケベック州がフランスをモデルと見なすならば、マスクの広がりによって顔を覆うことへの抵抗感が払拭され、ムスリムのヴェールへの寛容さが増すというのは楽観的に過ぎるかもしれない。

目下、ケベック州の「ライシテ法」をめぐる裁判が進行中であり、最終的には州を超えて、多文化主義の理念が明記されたカナダ憲法に照らして合憲性が判断されることになるだろう。それはまさしく、カナダの多文化主義が試されることでもある。

謝辞

本研究プロジェクトに支援をいただいた ACL の関係者各位に感謝申し上げます。また、資料の収集・整理ならびに、本プロジェクトの一環として 2021 年 1 月 16 日に開催したオンライン映画上映会＆講演＆トーク 〈『最高の花婿アンコール』映画から私たちの多様性と共生を考える〉の準備に尽力いただいた本学国際政治経済研究科修士 1 年の He Simin さんにも感謝します。

²² Tasha Stansbury, ‘COVID-19 exposes the hypocrisy of face covering in Quebec’, *Toronto Star*, April 21, 2020, <https://www.thestar.com/opinion/contributors/2020/04/21/covid-19-exposes-the-hypocrisy-of-face-covering-in-quebec.html?rf>、2021 年 3 月 2 日アクセス。

²³ Natasha Bakht, ‘As governments urge mask wearing, niqab bans are on even more shaky ground’, *Toronto Star*, Nov. 15, 2020, <https://www.thestar.com/news/canada/2020/11/15/as-governments-urge-mask-wearing-niqab-bans-are-on-even-more-shaky-ground.html>、2021 年 3 月 2 日アクセス。

参考文献

- 飯笛佐代子（2014）「〈ケベック価値憲章〉をめぐる論争」『ケベック研究』第 6 号、pp.30-50.
- （2009）「多文化社会ケベック、共存への模索—「妥当なる調整」をめぐる論争」『ケベック研究』創刊号、pp.62-74.
- （1996）「ケベックのスカーフ問題」『カナダ研究年報』第 16 号、pp.74-80.
- 後藤絵美「ブルキニ禁止問題から考えたこと—よりよい共生に必要なものとは？」『Synodos』2016 年 9 月 30 日、<https://synodos.jp/international/18073/2>、2021 年 3 月 1 日アクセス.
- 伊達聖伸（2018）「ケベックのヴェール論争」『思想』第 10 号、pp.38-58.
- 内藤正典（2020）『イスラームからヨーロッパを見る—社会の深層で何が起きているのか』岩波新書.
- 内藤正典・阪口正二郎（2015(2007)）『神の法 vs. 人の法—スカーフ論争からみる西欧とイスラームの断層』日本評論社.
- 山本健人（2017）「市民権取得と多文化国家カナダ イスマーク判決の位置付けとその憲法問題」『法政論叢』第 53 卷第 1 号、pp.135-157
- ヨブケ、クリスチャン(2015)(伊藤豊・長谷川一年・竹島博之 訳)『ヴェール論争—リベラリズムの試練』法政大学出版会.

- Bakht, Natasha (2020) *In Your Face: Law, Justice, and Niqab-Wearing Women in Canada*, Toronto: Irwin Law.
- Bouchard, Gérard (2013) *L'Interculturalisme: Un point de vue québécois*, Montréal: Boréal.
- Bouchard, Gérard et Taylor, Charles (2008) *Fonder l'avenir: Le temps de la conciliation*, Gouvernement du Québec(ジェラール・ブシャール、チャールズ・ティラー編 (2011) (竹中豊・飯笛佐代子・矢頭典枝 訳)『多文化社会ケベックの挑戦—文化的差異に関する調和の実践 ブシャール=ティラー報告』明石書店).
- Ceylan Tok, Gul (2013) *Securitaization of Secularism: The Case of the Headscarf in Turkey*, 博士論文 (立命館大学) .
- Conseil du statut de la femme (1995) *Reflexion sur la question du port du voile à l'école*, Gouvernement du Québec.
- Jones, Glynis ed.(2012) *Faith Fashion Fusion: Muslim Women's Style in Australia*, Sydney: Powerhouse Publishing.
- Kurti, Peter (2015) 'No Ordinary Garment?: The Burqa and the Pursuit of Tolerance', *Religion & Society Research Report 5*, The Centre for Independent Studies.
- Piela, Anna (2021) One year on, 'Muslim women reflect on wearing the niqab in a mask-wearing world', *The Conversation*, February 4, 2021, <https://theconversation.com/one-year-on-muslim-women-reflect-on-wearing-the-niqab-in-a-mask-wearing-world-154045>、2021 年 2 月 28 日アクセス.

* 2021 年 3 月 30 日 提出